

兵庫県公報

令和2年7月10日 金曜日 第121号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	1
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	2
○ 令和2年度地籍調査事業の実施（同）	2
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	4
○ 都市計画の変更に係る案の縦覧（都市計画課）	5
○ 道路の位置指定（中播磨県民センター）	6
公 告	
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	6
○ 同 上（同）	7
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（中播磨県民センター）	8
病院局公告	
○ 政府調達に関する協定に係るプロポーザルの実施（県立ひょうごこころの医療センター）	8

告 示

兵庫県告示第765号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

令和2年7月10日

兵庫県知事 井戸敏三

出石北土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	大原均	豊岡市出石町田多地459番地

~~~~~

### 兵庫県告示第766号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和2年7月10日

兵庫県知事 井戸敏三

#### 下内膳土地改良区

##### 退任役員

| 役員の区分 | 氏名   | 住所           |
|-------|------|--------------|
| 理事    | 中木恵一 | 洲本市下内膳1588番地 |
| 同     | 安倍勝  | 同 市下内膳495番地  |

|    |       |   |            |
|----|-------|---|------------|
| 同  | 白水祥文  | 同 | 市下内膳538番地  |
| 同  | 出店利彦  | 同 | 市下内膳439番地  |
| 同  | 出店裕司  | 同 | 市下内膳1番地    |
| 同  | 安岡忠男  | 同 | 市下内膳170番地  |
| 同  | 井手久弘  | 同 | 市下内膳415番地1 |
| 同  | 瀧口初美  | 同 | 市下内膳960番地  |
| 同  | 由良木恒弘 | 同 | 市下内膳1196番地 |
| 監事 | 安川眞二  | 同 | 市下内膳776番地  |
| 同  | 片岡與憲  | 同 | 市下内膳853番地  |

就任役員

| 役員の区分 | 氏名   | 住 所          |
|-------|------|--------------|
| 理事    | 出店利彦 | 洲本市下内膳439番地  |
| 同     | 瀧口初美 | 同 市下内膳960番地  |
| 同     | 安倍 勝 | 同 市下内膳495番地  |
| 同     | 出店裕司 | 同 市下内膳1番地    |
| 同     | 井手久弘 | 同 市下内膳415番地1 |
| 監事    | 安川眞二 | 同 市下内膳776番地  |
| 同     | 片岡與憲 | 同 市下内膳853番地  |



兵庫県告示第767号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
令和2年7月10日

兵庫県知事 井戸敏三

| 土地改良区の名称   | 認可年月日    |
|------------|----------|
| 上田池土地改良区   | 令和2年6月8日 |
| 江井ヶ島土地改良区  | 同 月25日   |
| 兵庫県東播土地改良区 | 同 月26日   |
| 小多田土地改良区   | 同        |



兵庫県告示第768号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定により、令和2年度の地籍調査事業を次のとおり実施する。

令和2年7月10日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 事業計画が定められた年月日  
令和2年5月26日
- 2 調査を行う者の名称  
兵庫県
- 3 調査地域

尼崎市のうち杭瀬寺島、多可郡多可町のうち加美区門村、杉原、奥豊部及び観音寺、神崎郡神河町のうち川上、根宇野、杉、淵、岩屋、猪篠及び上小田、相生市のうち矢野町二木及び矢野町真広、宍粟市のうち千種町岩野辺、千種町河内及び千種町千草、佐用郡佐用町のうち豊福及び下三河、豊岡市のうち出石町荒木、但東町西谷、竹野町小城及び城崎町楽々浦、美方郡香美町のうち小代区新屋、小代区佐坊、小代区茅野、村岡区萩山、香住区余部及び村岡区大糠、美方郡新温泉町のうち千谷及び正法庵、朝来市のうち生野町栃原、生野町上生野、和田山町岡、和田山町岡田、和田山町弥生が丘、和田山町竹ノ内、和田山町殿、和田山町久

留引、和田山町宮、山東町大垣、山東町栗鹿、山東町迫間、山東町小谷、田路、上八代、多々良木、立野及び佐囊並びに養父市のうち八鹿町坂本、八鹿町小佐、稲津、畑、奥米地、大屋町加保、大屋町宮本、大屋町夏梅、三宅、大谷、出合及び万久里

4 調査期間

令和2年5月から令和3年3月まで



兵庫県告示第769号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年7月10日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（2級基準点測量）

2 作業期間

令和2年6月15日から同年10月31日まで

3 作業地域

香美町村岡区原地内ほか



兵庫県告示第770号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年7月10日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（用地測量）

2 作業期間

令和2年6月18日から令和3年2月26日まで

3 作業地域

養父市餅耕地地内



兵庫県告示第771号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年7月10日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（地籍調査（官民境界等先行調査）による復元測量及び確定測量等）

2 作業期間

令和2年6月29日から令和3年3月31日まで

3 作業地域

西宮市甲子園口五丁目及び甲子園口六丁目地内



兵庫県告示第772号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年7月10日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（4級基準点測量）

2 作業期間

令和2年6月29日から同年8月31日まで

3 作業地域

西宮市高座町地内



**兵庫県告示第773号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年7月10日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（4級基準点測量）

2 作業期間

令和2年6月29日から同年8月31日まで

3 作業地域

西宮市広田町地内



**兵庫県告示第774号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年7月10日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（4級基準点の復旧測量(再設)）

2 作業期間

令和2年6月29日から同年8月31日まで

3 作業地域

西宮市門戸東町地内



**兵庫県告示第775号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、市川町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年7月10日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（道路平面図データ作成）

2 作業期間

令和2年7月8日から令和3年3月26日まで

3 作業地域

市川町の一部



**兵庫県告示第776号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、加西市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年7月10日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（道路平面図データ作成）

2 作業期間

令和2年2月1日から同年3月25日まで

3 作業地域

加西市の一部



**兵庫県告示第777号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この都市計画区域に係る関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県に意見書を提出することができる。

この意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案についての具体的な意見を記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に持参又は郵送により縦覧期間満了の日までに提出すること。郵送の場合は当日消印有効とする。

当該都市計画案は、令和2年4月14日付け兵庫県告示第496号の2で同日から同月28日までの間縦覧に供した都市計画案と同じ内容であるが、事業予定者である国土交通省において、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に基づく緊急事態宣言の解除に伴い、同宣言のため延期していた環境影響評価準備書の説明会を、同準備書の再縦覧と合わせて開催することが決定されたことから、再度、縦覧に供するものである。

令和2年7月10日

兵庫県知事 井戸敏三

1 都市計画の種類及び名称

阪神間都市計画道路

1. 5. 8号名神湾岸連絡線

3. 1. 2号浜手幹線

3. 1. 84号湾岸側道1号線

3. 3. 153号浜甲子園線

3. 3. 154号今津東線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 1. 5. 8号名神湾岸連絡線

西宮市朝凧町、今津曙町、今津水波町、甲子園高潮町、甲子園洲島町、今津久寿川町、今津社前町、今津大東町、今津二葉町、今津港町、今津西浜町、西宮浜1丁目及び西宮浜2丁目

(2) 3. 1. 2号浜手幹線

西宮市今津水波町及び今津大東町

(3) 3. 1. 84号湾岸側道1号線

西宮市甲子園浜1丁目

(4) 3. 3. 153号浜甲子園線

西宮市枝川町、浜甲子園1丁目及び甲子園浜1丁目

(5) 3. 3. 154号今津東線

西宮市今津水波町、今津社前町、今津港町及び今津西浜町

3 都市計画の案の縦覧期間

令和2年7月10日から同月27日まで

4 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び西宮市政策局都市計画部都市計画課

5 前回縦覧期間中に提出された意見書の取扱い

令和2年4月14日付け兵庫県告示第496号の2で縦覧に供した都市計画案に対して、提出された意見書は有効であり、前回提出した意見に変更がなければ、再度の提出は不要とする。前回提出した意見に追加や変更がある場合は、改めて意見書を提出できる。なお、意見を変更する場合は、前回意見を取り下げる旨を記載すること。

6 その他

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、縦覧期間中に自宅等で当該都市計画案の縦覧に供する図書が閲覧できるよう兵庫県ホームページ (<https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks21/r2-jyuran.html>) に掲載する。

なお、この都市計画変更に係る関係市の住民及び利害関係人で自宅等から兵庫県ホームページの閲覧が困難な場合は、下記問合せ先まで相談されたい。

7 問合せ先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課施設班

電話 (078) 362-4307



**兵庫県告示第778号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

令和2年7月10日

兵庫県知事 井戸敏三

| 指定番号              | 指定年月日<br>(令和年月日) | 位置                 | 幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) |
|-------------------|------------------|--------------------|--------------|--------------|
| 第R01中播位置<br>0014号 | 2.6.29           | 揖保郡太子町矢田部字書写田425番4 | 6.00         | 29.09        |

**公 告**

**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和2年7月10日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 阪急オアシス伊丹昆陽東店

所在地 伊丹市昆陽東25番4ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

|                |                 |        |
|----------------|-----------------|--------|
| 名称             | 住所              | 代表者の氏名 |
| エムエル・エステート株式会社 | 東京都港区虎ノ門一丁目2番6号 | 石山博英   |

3 変更事項

大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

|                |                 |        |
|----------------|-----------------|--------|
| 名称             | 住所              | 代表者の氏名 |
| エムエル・エステート株式会社 | 東京都港区虎ノ門一丁目2番6号 | 芳野秀俊   |

(2) 変更後

|                |                 |        |
|----------------|-----------------|--------|
| 名称             | 住所              | 代表者の氏名 |
| エムエル・エステート株式会社 | 東京都港区虎ノ門一丁目2番6号 | 石山博英   |

4 変更年月日

令和2年4月1日

5 届出年月日

令和2年6月22日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和2年7月10日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和2年11月10日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和2年7月10日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ドラッグコスモス堂本店

所在地 たつの市龍野町堂本字防垣内399—1ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

|                |                 |        |
|----------------|-----------------|--------|
| 名称             | 住所              | 代表者の氏名 |
| エムエル・エステート株式会社 | 東京都港区虎ノ門一丁目2番6号 | 石山博英   |

3 変更事項

大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

|                |                 |        |
|----------------|-----------------|--------|
| 名称             | 住所              | 代表者の氏名 |
| エムエル・エステート株式会社 | 東京都港区虎ノ門一丁目2番6号 | 芳野秀俊   |

(2) 変更後

|                |                 |        |
|----------------|-----------------|--------|
| 名称             | 住所              | 代表者の氏名 |
| エムエル・エステート株式会社 | 東京都港区虎ノ門一丁目2番6号 | 石山博英   |

4 変更年月日

令和2年4月1日

5 届出年月日

令和2年6月18日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

令和2年7月10日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和2年11月10日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和2年7月10日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
揖保郡太子町東南字前田182番1、185番の一部、186番1、187番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
大阪市北区大淀中一丁目1番30号  
積水ハウス不動産関西株式会社 代表取締役 北田 康
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和2年6月17日  
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-18-2号（1太子）

**病院局公告**

**政府調達に関する協定に係るプロポーザルの実施**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるプロポーザルを実施する。

令和2年7月10日

兵庫県病院事業 契約担当者

県立ひょうごこころの医療センター院長 田中 究

- 1 調達内容
  - (1) 調達物品及び数量  
県立ひょうごこころの医療センター総合医療情報システム更新業務 一式
  - (2) 調達物品の特質等  
調達物品の性能等に関し、契約担当者が募集要項で指定する特質等を有すること。
  - (3) 納入期限  
令和3年3月31日（水）
  - (4) 納入場所  
県立ひょうごこころの医療センター 神戸市北区山田町上谷上字登り尾3
- 2 参加資格
  - (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で企画提案書の受付期間末日までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
  - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
  - (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、本プロポーザル募集公告の日から企画提案書の受付期間の末日までの間において受けていない者であること。
  - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
  - (5) 日本国内において、精神病床200床以上（稼働病床数であること。）の病院における同等のシステム導入を受注し、納入した実績を有する者であること。
  - (6) 兵庫県の県税の滞納がない者であること。
- 3 参加手続
  - (1) 事務局  
〒651-1242 神戸市北区山田町上谷上字登り尾3  
県立ひょうごこころの医療センター総務部経理課

電話(078)581-1013 内線2631

(2) 募集要項の配布

ア 配布期間

令和2年7月10日(金)から同月27日(月)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条に規定する県の休日を除く。)

午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 配布場所

上記(1)に同じ。

(3) 説明会

本プロポーザルに参加を希望する者は、原則として以下に示す説明会に参加すること。

ア 日時

令和2年7月28日(火)午後1時30分から

イ 場所

県立ひょうごこころの医療センター 診療管理棟2階会議室

ウ 留意事項

出席は1社当たり3名までとする。

(4) 参加表明

ア 提出書類及び方法

所定の参加表明書様式により行うこととし、持参又は郵送とする。

イ 受付期間

令和2年7月10日(金)から同月31日(金)まで(兵庫県の休日を定める条例第2条に規定する県の休日を除く。)

午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

ただし、郵送の場合は、令和2年7月31日(金)午後4時までに必着とする。

ウ 提出場所

上記(1)に同じ。

(5) 質問及び回答

ア 質問方法

所定の質問書様式により行うこととし、持参又は郵送とする。

イ 受付期間

令和2年7月10日(金)から同月31日(金)まで(兵庫県の休日を定める条例第2条に規定する県の休日を除く。)

午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

ただし、郵送の場合は、令和2年7月31日(金)午後4時までに必着とする。

ウ 回答方法

令和2年8月11日(火)から同月17日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)の間に、閲覧方式により行う。

なお、メール配信希望の者に対しては、メールでの送信も実施する。

エ 質問書提出場所及び回答閲覧場所

上記(1)に同じ。

(6) 企画提案書

ア 提出方法

持参又は郵送とする。

イ 受付期間

令和2年8月11日(火)から同月21日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

ただし、郵送の場合は、令和2年8月21日(金)午後4時までに必着とする。

ウ 提出場所

上記(1)に同じ。

エ 提出書類

(7) 企画提案書13部

- (f) 企画提案書要約版13部
- (g) その他募集要項に定めるもの

#### 4 当選者の選考

##### (1) 選考方法

選考は「県立ひょうごこころの医療センター総合医療情報システム更新プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）において行う。

##### (2) 決定方法

委員会の選考結果に基づき、当選者を決定する。

##### (3) 当選者の通知

当選者の名称は、参加者全員に対して文書で通知する。

##### (4) 当選者の取扱い

当選者は、「県立ひょうごこころの医療センター総合医療情報システム更新業務の調達契約」の契約予定者となる。

#### 5 その他

##### (1) 書類作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

##### (2) 留意事項

ア 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。

イ 提出書類は、非公開とする。

ウ 提出書類は、返却しない。

エ 提出書類について、この公告及び募集要項に定める様式に適合しない場合は、無効とすることがある。

オ 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出された企画提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

カ 原則として、書類提出後の記載内容の変更は認めない。

##### (3) 参加に要する費用

本プロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。

##### (4) その他

詳細は、募集要項による。

#### 6 Summary for the Notice of Forthcoming Competition

##### (1) Name and title of head of the procuring entity:

Dr. Tanaka, Director of Hyogo Prefectural Hyogo Mental Health Center

##### (2) Nature and quantity of the services to be required:

Proposals for Medical total information System update

##### (3) The deadline for application:

16:00 July 31, 2020

##### (4) The acceptance period for the submission of proposals:

From 9:00am to 4:00pm every weekday from August 11, through August 21, 2020

##### (5) Contact point for the notice:

Accounting Division, Hyogo Prefectural Hyogo Mental Health Center

3 Noborio Kamitanigami-aza Yamada-cyo, Kita-ku, Kobe, Hyogo 651-1242

TEL (078)581-1013 extension 2631